

栗山町議会議員の報酬に関する調査特別委員会 会議録

令和 7 年 1 2 月 1 0 日 午後 1 時 0 0 分開会

1、出席議員は次のとおりである。

委員長	齊	藤	義	崇	君
副委員長	堀		文	彦	君
2 番	置	田	武	司	君
3 番	重	山	雅	世	君
4 番	大	櫛	則	俊	君
6 番	鈴	木	千	逸	君
7 番	佐	藤	則	男	君
8 番	齊	藤	隆	浩	君
9 番	端		師	孝	君
10 番	藤	本	光	行	君
議長	鵜	川	和	彦	君

2、欠席議員は次のとおりである。

3、本会議に出席従事した職員は次のとおりである。

事務局長	中	野	真	里
事務局主査	武	田	憲	尚

○委員長（齊藤義崇君） 委員の出欠状況につきましては、事務局長報告のとおり定足数に達していますので、ただいまから栗山町議会議員の報酬に関する調査特別委員会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

○委員長（齊藤義崇君） 日程第1、会期についてお諮りいたします。

会期については、本日1日といたしたいと考えますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（齊藤義崇君） ご異議がないようですので、会期は本日1日と決定いたしました。

○委員長（齊藤義崇君） 日程第2、議員の報酬に関する調査に入ります。

最初に、11月25日に開催いたしました本特別委員会において、一般会議、議会報告会及びパブリックコメントでの意見のまとめを報告したところですが、ご意見をいただき、意見の区分けを変更いたしましたので、事務局長から報告いたさせます。

○事務局長（中野真里君） 皆様の御手元に、資料については配付をさせていただいてございます。

資料1と資料2に区分け変更後というものが入っているかと思いますけれどもそちらのほう、御覧頂きたいと思いますが、前回の意見の区分けといたしましては、賛成、意見付き賛成、反対、その他意見という四つの項目にさせていただきましたけれども、御意見を頂きまして、報酬に関する事、議員活動について、議会に期待すること、その他の意見という四つの項目に大きく分けまして、新たに表をつくりさせていただきましたので、皆様には、後ほど御覧頂きたいと思います。

私のほうから説明は以上でございます。

○委員長（齊藤義崇君） ただいま、事務局長から説明があったとおり、先日報告いたしました意見のまとめの区分けについては、以上のとおり整理をさせていただきましたが、これに関して質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（齊藤義崇君） 質疑がないようですので、質疑を打切ります。

次に、本特別委員会の中間報告のまとめについて行います。中間報告の原案につきましては、委員長、副委員長において原案を作成いたしましたので、報告内容については事務局長より説明いたさせます。

事務局長。

○事務局長（中野真里君） それでは、中間報告書につきましても資料のほう格納させていただいてございますので、そちらのほうを御覧頂きたいと思います。私のほうから読み上げさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

まず1、件目でございます。栗山町議会議員の報酬について、2、付託年月日令和6年3月21日。3、審査年月日、こちらにつきましては令和6年5月24日に1回目を開催いたしまして、全体会議が11回、報酬を考える小委員会が5回、本日まで計16回の開催というふうに記載してございます。次に4、議員報酬審議の背景と経過について、本町では、人口減少が続いている中、出生数の低下や若年層における転出増により、自然減社会減に抗するための対策を議会も町とともに模索をしてきている。このような中、平成27年、平成31年の2回にわたり町議会議員選挙が無投票となり、全国的に広がっている議員のなり手不足の問題を本町議会としても重く受け止め、令和元年6月に栗山町議会議員の報酬と定数に関する調査特別委員会を設置し、議員のなり手問題と議員報酬と定数の小委員会も設置し、調査研究を行ってきた。その結果、定数に関しては1名減の11名とした。報酬に関しては、増額すべきとの意見が多数を占めたが、本町の財政状況や、新型コロナウイルス感染症に伴う社会的経済的な影響をはじめ、急速に進む物価高の影響により、企業や個人へ様々な支援がなされている状況において、現時点で、議員報酬の増額に町民の理解を得ることは困難であるとの意見もあり、現状維持とすることとなった。しかし、調査の中では、全国町村議会議長会より新たに示された令和4年版原価方式において、算出した議員報酬は、現行の報酬額を上回る金額が算出されたほか、現行の報酬は、議員の職責の実情に合った報酬ではないという意見も委員及び町民からあり、なり手不足の現状もあることから、今後も報酬の在り方に関しては、引き続きの検討課題であるとの調査報告となった。また、議員のなり手不足の問題については、広報活動の一層の強化のほか、未来の担い手育成として、小中高一貫キャリア教育による児童生徒の議員への興味関心を高める取組や、学校行事への参加による啓発活動、議員アカデミー等の講座の実施による後継者育成の取組など、なり手を育成する土壤づくりとしての活動を議会としても取り組むべきであるとの結果となり、議会改革推進会議において協議した結果、なり手対策事業として、議員の学校を開校し、なり手不足の解消に向けた取組を行った。

以上、令和元年から令和4年度の間における、調査研究の結果、報酬に関しては引き続きの検討課題であるとの結果を受け、令和6年3月に本特別委員会を設置し、なり手不足の解消と、議員の活動量に見合う報酬の両面から検討を進めてきた。

5、審査内容及び結果について、(1)報酬の増額について、近年、議員のなり手不足の最大の要因が議員報酬の低さにあることが指摘されるなど、町村議会議員の報酬の低さは、生産年齢にある若年層が議員を志す足かせになっていることは、一連の報道にあるとおりである。

また、現職の議員も8割は兼業であり、議員活動を最優先と位置づけ、職務に

当たっているが、前回報酬が改正された平成11年には20人だった議員定数が半数近く減じて、現在11人となり、一人一人にかかる活動量が増加してきている。

このような状況下において、世界を混迷におとしいれた感染症や、毎年続く自然災害、紛争に端を発する物価高騰など、住民生活を脅かす問題を前に、住民の直接選挙によって負託を受けた議会議員として、地域の課題を掌握し、住民の多様な声を町政に反映させるためには、今以上の議会活動が求められている。

このような理由から、議員全員の意向を踏まえ、特別委員会で審議を重ねた結果、報酬を増額すべきであるとの結論に至った。

(2) 報酬額算定の手法について。前回の特別委員会において、報酬に関しては様々な意見が出されたが、本特別委員会においては、議員の活動量に対して報酬を算出する全国町村議会議長会が推奨する原価方式を採用することとした。原価方式は、議員の活動量を町長の活動量で除したものに町長の給料を乗じる計算式である。町長の給料は自治体の経済状況を反映しており、町長と議員はともに選挙で選ばれていることなどから推奨されているもので、そこに現議員の活動量を当てはめて算出することから、より現実に即した値が求められるものである。

(3) 原価方式による報酬額の算定について。算定の基礎となる活動データの収集時期は、令和5年5月から令和6年4月までとした。(4) 報酬額の決定について、原価方式により、積算された議員の活動量は1日8時間とし、日数に換算すると、議会活動日数50日間、議員活動日数72日間であり、算出された報酬額は月額35万4,000円であった。しかしながら、議員活動日数については自己申告であり、議員個々の隔たりもあることから、その正確性、確実性を担保する観点から、5割で算出することとした。①議員報酬額の算定式、町長の給料掛ける議員の活動日数割る町長の職務遂行日数、モデル日数は305日でイコール議員の報酬額でございます。②の算定、議会活動日数50日間、議員活動日数36日間、計86日間。これを、算定式に当てはめると、88万3,000円掛ける86日間割る305日は、24万8,997円となり、議員報酬額は24万9,000円となる。

また、役職加算としては、現行は、委員長8%、副議長22%、議長53%であったが、現行の活動量を考慮し、委員長15%、副議長30%、議長60%とすることとした。報酬月額は、議員が24万9,000円。委員長、28万6,000円、副議長32万4,000円、議長39万8,000円。(5)、改定時期について。議員報酬額の改定時期については、次回改選後、令和9年5月任期開始の議員から適用することとする。(6) 議員報酬を増額するに当たり、今後取り組むべき事項、今後においても主権者教育など、議会への理解、なり手対策へ資する議会の取組の強化を行う。また、財政への影響を鑑み、1款議会費の見

直しを検討する。さらに、議会及び議員活動について、議会白書（仮称）を作成し、議会活動を可視化、あわせて議会評価（第三者評価）も含む議員の自己評価を実施し、公表していくことが必要であるため、議会活動及び議員活動の公表方法や評価方法についても検討を進めていく。（7）町民との意見交換、報告会及びパブリックコメントの実施、議員報酬額の原案を決定した後、議員報酬に係る町民との意見交換として、本年7月から8月にかけて町内の11の団体及び各町内連合会など、町内会長及び自治会長との一般会議を開催。10月には、議員報酬額の原案についての報告会を3会場、角田農村環境改善センター、カルチャープラザ「E k i」、南部公民館で開催。さらには、11月1日から14日まで議會議員の報酬についてパブリックコメントを実施、延べ86名の方々に幅広く意見聴取を行った。一般会議や議会報告会では、議員として活動する人を一律で上げるのはどうかと思う。役職手当については上げなくてもいいのかなと思った。報酬を上げることについては賛成。報酬を上げると引換えに町が発展していくのであれば、意義のある報酬増ではないか。議員の活動を町民の方にいろいろ報告をしていただきたい。などの意見が寄せられた。パブリックコメントにおける意見では、議員報酬の議会案について、適当であるが、1件。少ないとと思うが1件という結果となった。

（8）今後の報酬改正の考え方。改選期ごとに議員の活動量調査を行い、調査検討する場合は、今後においても原価方式を採用して、算定していくべきと考える。この審査結果については、栗山町特別職報酬等審議会に意見を求めることがある。

以上でございます。

○委員長（齊藤義崇君） 中間報告の説明が終わったところですが、質疑また御意見ございませんか。

置田委員。

○委員（置田武司君） この場でいうことが望ましいのかどうなのかあれでしけれども、報酬そのものを上げること自体に対しては、異論がなく、報酬を上げるべきだというのが、心の中にはもちろん当然あるんですけども、さらに申し上げますと役職加算について、議長の30万が39万8,000円というような数字になるわけです。先月、道新さんに、報酬の問題が記事として出た時点で、私の周りの人たちも、こんなに上げていいのかっていうような御意見も頂きました。

それに対して、何の答えもなくですね。小委員会なり、特別委員会なりをやつてるという中では、やはり余りにも、町民理解の得られるような金額ではないんじゃないのかというような御意見も頂きまして、ちょっと私も困惑してるところでございます。今一度、これから特別職の審議会に答申されるようですが、この辺については一切もう、変更するような時期的なものではないというようなこ

とで理解したほうがいいのかどうなのか、御指示頂ければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○委員長（齊藤義崇君） 置田委員から意見ということでとらえていいですか。

まず意見があったということは確認いたしました。

それから意見について、委員長として答弁するべきだなというふうに判断しますので、私のほうから、今の意見についてお答えいたします。

今まで、先ほどから事務局長に説明していただいたとおり、これまでの委員会について、過去の定数と報酬についての審議、それから、今期に入ってからの報酬審議ということで、回数を重ねまして、議会は、すべからくルールに則って、このようなまとめに至ったわけでございます。その間、適切かどうかっていう審査も十分いたしましたし、後に町民意見ということで、先ほどから申し上げている、町内会場で、十分とは言えるかどうか分かりませんけど、きっちとパブリックコメントまで発して、町民意見を募ったところでございます。一定のまとめましたので、御意見はありますけれども、中間報告に進めていきたいなと考えています。

なお、付け加えたとおり、この審査結果につきましては、栗山町特別職報酬等審議会に意見を求めるることにしていますので、報酬の審議会について尊重して、我々が決めるということになってますから最終決定ではございませんので、御意見があろうということであれば、審議会のほうも、委員から御意見が出るんじゃないかなというふうに期待してるのでござります。

そういうことで、御意見があったということは、まず、きっちと記載し、中間報告については、提出していくというふうな考えでおります。

そのほかこの件について、置田委員から、重ねた意見ですか、そのほか質疑意見ございましたら挙手でお願いします。

○委員（齊藤隆浩君） 確認だったんですけれども、今の置田議員の意見は、どこに盛り込まれるのかなっていうのが1点。あと、報酬審議委員会、どこまでの資料提出されるのかなっていうところの確認の2点お願いします。

○委員長（齊藤義崇君） 本来的には、委員長が答えるべきでは本当はないと思うんですけど、委員長として、御意見があるということですけども、まず、意見については、この委員会で発言されたので議事録に記載されます。きっちとした意見がきっちと載ったということになります。それから、合意を取った中で、質疑意見という中で今の質疑についても議事録に載りますけれども、報酬審議会に出すべースとしては、この中間報告を前提に考えてます。

それから、審議会が開かれたら審議会からもいろんな要望を承ろうと思ってますので、当然審議会に意思がありますから、審議会の求めるものを提出して審査していただくという考えです。

齊藤隆浩委員。

○委員（齊藤隆浩君） 今、この会で言うと、ちょっと金額いかがなものかの意見しか出なかつたっていうふうに、記録として残るのもどうかなっていうのがありますて、このまま終わつてしまつていいんですかね、皆さん、もし意見あるんでしたら、自由討議なりである程度、議員側として出すので、反対意見もしくは心配があるのは、ここで解消して、皆さん同じ気持ちで出したほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（齊藤義崇君） 鈴木委員。

○委員（鈴木千逸君） 中間報告というところで、ここまで今報告書にもあったとおり、かなりの議論は重ねてきて、今日の中間報告書というふうになっております。

そこで、置田委員のほうから、このような意見があつたという話はあつたにはあつたんですけども、それまでの間も、一般会議と町民の主な人方それから最終的にはパブリックコメントということで、全町民に向けて御意見くださいなというふうな形をとつた上でのこの中間報告ですので、このままでよろしいのではないかというふうに思つております。

○委員長（齊藤義崇君） 今それぞれ委員から、少なからず意見が出たわけですが、私は委員長として先ほど申し上げたとおり、これまで全員参加で、町民意見の聴取ですか、その中でも町民意見、町民の前で、委員としてどのような考え方をお持ちかっていう発言の機会もあつたわけですから、この中間報告について、およそ合意がとれれば、一つ意見はあつたということで、議事録に記載してこのまま申し送つて提出したいなという考えを持つてゐるんですけど。

ほかの方の意見を聞いた上で判断したいと思いますけど、効率いい審査というわけではないんですけど、きつと6年半に及んで、審査を進めてきてますから、きつと中間報告、最終決定ではないですから。

そして、最終決定にもし本的に異論があれば委員会決定と、本会議の決定について、きつとしたルールに則つて、議事が裁かれるというふうに判断しますので、そういうふうに考えてますけどほかに意見のある方がいらっしゃつたら出していただきたいと思います。

重山委員。

○委員（重山雅世君） 一定のルールを踏んで町民の声、いろんな会議とかなんかも重ねながら、聞いてきたっていう経緯があるので、それはそれとしていいと思うんです。

それで、もう既に新聞報道された時点で、同僚議員は、それを見た町民から、役職加算については、そういう声があつたよっていうことで、今この場で述べられたと思うんですね。

これまでの、パブコメ、報告会の意見交換会の中でも、役職手当については上げなくてもいいのかなと思ったっていうのに対して、このまとめの中では、活動量によって、役職加算がついてるんだよっていう形の報告にはなってるんですけど、例えば役職加算、現行が出てますけれども、今役職加算が委員長は8%ですよね。副議長が22って、それから議長は53、それを例えば、活動量を考慮してあげるにしても、8%がなぜ15%になったか、副議長が22から30%になったかとか、議長は60%ですか。そういうような形までは、踏み込んだ質疑っていうのを現にしてこなかったんじゃないかなと思うんです。言われてみて、町民の方がぽつと9万8,000円も上げるのかみたいな感じで、率直な声を、新聞報道を見て、寄せられたっていうのは、そういう点でいうと、もう終わった段階で言われたと。ですから、そういう点で、この中の話合いの中でも、8%9%、活動量によっては、9%上げたほうがいいんじゃないか、22を例えば25にするだとか、そういうようにしたほうがいいんじゃないかとかそういうような話までは実際上は起きなかったですよね。ですから、そういう点では、やはり町民の方にとっては、この報道を受けた段階で、納得できないっていう方もいらっしゃるんだなっていうように、私も感じました。率直に言って。ですから、上げるっていう点ではいいんですけども、その活動量が1%上げるのか2%上げるのかって、そこまで深い話合いは現にこの委員会の中ではされなかつたと思うんですね。ですから、こういう意見もこれ出された段階で出ましたよというのは議事録に載るという点で分かりましたけれども、もう中間報告って形の中では、ちょっと私も、委員長が先ほどこのとおりのまま載せて、あとは審議会の中で、議事録も見ながら精査してもらうよという形でやっていくっていうんであれば、それはそれでいいと思いますけれども、私はそのように考えております。

○委員長（齊藤義崇君）　堀委員。

○委員（堀文彦君）　今この場で、役職加算について議論がなされていないということなんですが、2ページを御覧ください。2ページの表11番目、報酬を考える小委員会に私入っていたメンバーとして、その11番に上から二つ目役職加算率についてということで、小委員会のほうで付託をされて、小委員会のほうで議論をいたしました。その小委員会からの発表報告14番のときに、それについての議論はされていると思います。

そこの議論を経ていて、こちらに役職加算率というのが、提示されておりますので、それを議論されていないという形にされますと、小委員会は一体何だったのかっていうことになってしまふと思うんです。正当な手続とすると。だとすると、これ振出しに戻ってしまうと思うんですよ。今まできちんと小委員会になかなか、8割、原価率の8割を見るとか2割で済むとかっていう話から始まって意見が分かれたものを小委員会で一つにまとめて、一旦この委員会に戻しました。

そういう正當な手続の後に一般会議それから、パブリックコメントという、正しい手續を踏んでおりますので、この答申をもって、特別職報酬等審議会に意見を求めるということで私はよろしいと思います。

○委員長（齊藤義崇君） ちょっと発言の前に議事整理させていただいてよろしいでしょうか。

私が今、お諮りしているのは、中間報告の説明が終わった後で質疑また御意見ということです。それで、どの委員がどなたに何を言うつていうことで自由討議を求めてるわけではございませんので、諮っている内容についてはそれぞれの所感で質疑、意見を求めないと、委員が、それぞれの意見に、例えば反論したり共鳴したりということになるので、委員会の進行を妨げますので、質疑意見については先ほど述べたとおり、委員会の議事録に、このように述べたよということを記載しますから、当然議事録を起こすのはルールになるので、きっちり起こします。

ただ、もう一つ議事整理をただしておきたいのは、委員会にしろ本会議しろ、一定のルールと条例と規則に定まって、運営をしてるわけです。報道機関の報道があったからですとか、その間にこのような話があったからというわけではなくて、議事進行が行われてその結果報告については、逐次議員のほうから何か話があった場合、町民説明するべきだし、説明責任を果たしていくって、栗山町議会の方針に則って進めたものでございます。

ただ、そういう方針があるにもかかわらず、今回の意見があったということは、こちらも尋ねておりますのできちっと意見として、このような意見があったということを議事録に掲載して、皆さんの意見を賜ったので確認をしたいんですが、この報告書のとおり、およそが御異論なければ、栗山町特別職報酬等審議会へ諮る資料としますし、中間報告として、本会議のほうに提出したいと思うんですがよろしいでしょうか。

齊藤隆浩委員。

○委員（齊藤隆浩君） 今2名の方ちょっと難色示されたということなんですが、私の中でちょっと誤解されてるところもあるのかなっていうのもあるので、ちょっとここで動議として、自由討議求めたいなと思うんですけども。

○委員長（齊藤義崇君） 賛成者がおらないということでよろしいですか。

動議に対して置田委員が賛成者ということでありますので、動議は認められます。ちょっと議事整理したいので、休憩挟みます。

休憩 午後1時32分

再開 午後1時45分

○委員長（齊藤義崇君） それでは再開をいたします。

今齊藤隆浩議員から動議が提出されまして、動議の内容については自由討議を行

っていきたいということあります。

置田委員の賛同がありましたので動議は成立いたしました。

ここで、日程に動議の出された自由討議を行うについてをお諮りいたします。

討論を省略して採決をいたしますよろしいですか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（齊藤義崇君） それでは自由討議を行いたいという方の賛成者は御起立ください。

[賛成者起立]

○委員長（齊藤義崇君） 賛成少数。

この動議については、自由討議を行わないということで決定いたしました。

それでは日程に戻ります。

中間報告につきましては、以上の内容として12月定例会議の最終日に中間報告を行います。

このことについてよろしいでしょうか。

[「異議なし」という人あり]

○委員長（齊藤義崇君） それでは、定例会議終了後中間報告の内容を、議長から町長へ、栗山町特別職報酬等審議会の意見を求める依頼をしていただきます。

次に本特別委員会の今後の日程ですが、栗山町特別職報酬等審議会からの意見が届き次第、日程調整の上、改めて御連絡をいたします。

それでは本日の特別委員会はこの程度にとどめ閉会したいと思いますが御異議ございませんか。

[「異議なし」という人あり]

○委員長（齊藤義崇君） 御異議がないようですのでこれをもちまして閉会いたします。

閉会 午後1時47分